

豊後大神氏と宇佐大神氏

六国史を通覽して考ふる

福岡市在住（佐伯市出身）

会員 佐 脇 貫 一

昭和五十年十月発行の「大分県地方史」第七十九号に、松岡実氏が「中野篤能氏」宇佐大神氏進出説に批判し、執筆され、豊後大神氏は豊後大神長臣の子庶幾が大野郡領となって土着したもので、始祖といわれる大神惟基は庶幾の子であると、「三代実録」「豊後国志」「大神社史料の三輪高宮家系」等を引用して考証、中野氏の宇佐大神氏派流説に反論している。

それは中野氏説が、宇佐宮祭祀の主導権争いに敗れた宇佐大神氏派の分派が、豊後中南部に進出して勢力を養い、豊後大神氏へ速見大神氏と大野大神氏になつたとし、惟基はその時代に大野郡領として入部した人物であり、豊後の石仏文化は宇佐八幡の影響をうけた豊後大神氏が造立したものであると説き、これをうけて渡辺澄夫氏がその著書「大分県の歴史」のなかで、この説を全面的に肯定し、以来踏襲する人が多く定説化した。松岡氏は改めて「豊後国志」や「大神神社史料」と研究、また祖母山信仰（姫岳信仰）の具体的考察から、中野説の不備を追求、豊後大神氏と宇佐大神氏が別系統であること考証したのである。

私は先師鶴谷外史が「豊後国志」によつて「大神長臣一庶幾一惟基」の系譜を身認していたので、これを継承

していたが、庶幾・惟基の世系が正史に明確でないため、一抔の疑いを持つていた。数年前、中野氏の説を聞き、渡辺氏の著書を見て、宇佐大神氏派流の豊後進出はあり得る事態であり、とくに大野郡緒方荘が宇佐宮領であったことと関連して、大神惟基は宇佐大神祝氏の庶流であろうと推論した。そして一応、私の疑問は晴れた思ひであつたが、鶴谷外史が身認していた大神長臣始祖説はなおも脳裏に残り、足田泉翁の「佐伯神樂起元論」とともに、一つの仮説として成長するようになった。

私の仮説というものは、豊後大神氏速見郡大神郷（日出所）を本貫とする速見大神氏と、大野郡領として同郡内に土着した大野大神氏の二流に分れるが、大神郷を本貫とするものは宇佐大神氏であり、大野郡を基盤とするものは大神長臣に始まる大和大神氏流であるというものである。松岡氏の反論は、豊後大神氏の起りを宇佐大神氏の進出に結びつけようとする中野説を排したもので、速見大神氏と大野大神氏の別についてはとくに論じていない。

このほか私は六国史（日本書記・続日本紀・日本後紀・続日本後紀・文徳天皇実録・日本三代実録）を通覽し、大神朝臣姓について調べているうち、次のような事実に気付いた。それは大神長臣のような下級貴族は、中央政界での出世に見切りをつけて、その子弟を受領として地方に赴かせ、土豪としての実力を涵養させたということである。（根関家・清筆家などの藤原氏一門や、王家の血族以外の貴族は、たとえ上代から続いた名門であっても、世代を越るごとに家格が落ち、個人として才略があり、よほどの功績がないかぎりはお位を殿上人と目されず、散位入まゝ落魄し、子弟は権門に仕える地下人と化した。）

大神良臣は仁和三年（八八七）元全雄の名跡を継いで、一族の虫頭人として六位を授けて且いと訴え、天孝天皇の特旨によつて外従五位下から従五位下になった。當時の大神朝臣はせいぜい昇進して従五位上がとまり、官職は各省司（太政官）の次官か、國司としては上國の介であつた。殊に良臣は大神姓家家の出でなく、支族真神田朝臣で、貞觀四年（八六二）元全雄のとき大神朝臣姓を賜つたという家振である。

良臣は仁和二年正月、正六位上から外従五位下に進み、肥前介に任ぜられた。この大神朝臣家は右京（平安京の西）にあり、初任官として六位（上または下）左大史（神祇官の主典）であつた。仁和二年二月一日、朝廷は任命をなから任地の國府に赴かず、京都で生活し、國司の位録を得ている豊後守橋長茂等十人の遷任者を左近衛府へ左仗に召喚、問責した。その二日後、肥前介大神良臣は任地に赴かぬうちに豊後介に転じ、直ちに豊後國府に赴任した。それは遷任を問責されてもなお反省しない前豊後守橋長茂日か三人が、同年五月十八日、勅断によつて罰せられ、翌不月、散位正五位下源朝が豊後守に任ぜられるまで、豊後國は國司不在の狀が続くこととなるので、良臣の急遷赴任となつたものであろう。

ともあれ良臣は仁和二年二月、豊後介となり、行政官として見事な治績をおげたのである。そして豊後國志によれば、仁和五年（八八九）二月、人民の怨讐で豊後介に再任、寛平四年（八九二）三月、再任の期が満ち帰京することになつたが、人民はその徳を慕つて子庶幾を豊後にとどめるよう願ひ出た。大宰府はこの旨を朝廷に上申、許しを得て庶幾を大野郡大領に任じたが、朝廷では庶幾に對し外従六位下を授けられたという。

大神庶幾は寛平四年（八九二）から昌泰（八九八—九〇〇）

延喜（九〇一）にかけて、大野郡領をつとめた有能で穩健な行政官だつたのだらう。私には庶幾のイメージが祖父伝承の四徳田庄司と重なつて見える。

それでは豊後大神氏の始祖である大神惟基は、はたして那大領大神庶幾の子であらうか。惟基については「源平盛衰記」「平家物語」などが、緒方惟栄の伝記のなかで、その先祖として「大野大太の説話を伝え、また「大友興廢記」「梅牟礼実録」などは、劍の卷の章を教け、「大神氏始め」と題して惟基出生伝説を記述している。しかし、これらはいずれも惟基を祖母蘇大明神の神胤とする大ニ輪型伝説である。そこで私は次のように推察する。

大野郡大領であつた父庶幾の後を継いだ野人惟基は、下級貴族の子として、藤原氏一門の榮華と権勢に概わられた朝廷の有様を知ると、その叛骨は一分の郡領として終ること欲しなかつた。彼は國府の不備に乗じて、大野郡内の莊園をせむいに蚕食し、人民の崇敬する祖母蘇大明神の神胤と号して、隣接する海部、大分、直入各郡に勢力を伸ばした。この惟基の出身は在庁官人であることの方が自然である。

天慶四年（九四二）藤原純友の次將として海部の海賊をひき、豊後、日向の海岸部を荒しまわり、官倉を劫奪し、貢調使の船をおそつた佐伯是基（定本）と大神惟基は同一人物であるかどうかが、これは史を執る者によつて説の分れるところだが、私は佐伯是基を大神惟基の投影（分身）とすなわち惟基伝説の延長線上にある人物で、是基その人か、若しくは惟基の盛名を負つて活動した人物と見てゐる。それは大神惟基と藤原純友がほぼ同輩代の人物であり、また本朝世紀によると、佐伯是基は日振島沖の戦で官軍に生獲られ、俘囚となつて左衛門府に送られた

夫が延刑されず。一方前述の梅牟礼実録一剣の巻一には、
惟基都上りの説話があつて、都に上つた(勤番)惟
基が粗暴な行為のため罪を得たが、豊後国から子惟盛が
数艘の船に全無賊室を山と積んで都に入り、父惟基の罪
を償つたので延刑を免れられたとあるからである。なお
大三輪伝説を焼直して惟基生誕譚としたのは、おそらく
惟基自身ではなく、彼の子孫の創作である。

前述したように豊後大神氏は速見・大野の二流に分れ
ているが、速見大神氏は中野氏のいう宇佐大神・祝氏の
庶流で、通常に「惟」の字を使い、この系統から国東・
速見・大分各郡の豪族、都甲・真王・八坂・賀来・大津
留の各氏が出てゐる。また大野大神氏は大野郡大領であ
つた大神茂茂の後で、大神惟基(大弥太)を祖とする。
大野・海部・直入・大分四郡にまたかつて蕃行し、後世
の大野・種田・阿南・臼杵・諸方・佐伯の各氏がこれに
属する。

松岡氏はその反論のなかで大神長臣の系譜にふれ、三
輪高宮系図を引用してゐるが、それによると長臣の子庶
族に諸任・永藤・幾森の三子があり、長子諸任の註記に
「大弥太、大野郡擬少領外正六位上、延喜十二年八月補
任」とあるところから、この諸任が惟基であるかと推定
大神神社史料である三輪高宮系図はもつとも信憑性のある
史料としてゐるが、同系図にかなり後世の作意が加え
られてゐることは宛付かたでない。

三月乙亥朔(一月)授豊後外従五位下大神朝臣良
臣従五位下。先是、良臣向官被新、淨命原天皇(天武
天皇)壬申入三伊勢之時、良臣高祖父三輪君子首為
伊勢心、後軍有功。卒後贈以小紫位。古之小紫位
准後三位。然則子首子孫不可叙外位。於是下
外記(而考)実之。外記中明云、贈後三位大神朝臣高市

彦、從四位上安麻呂、正五位上狗麻呂兄弟三人之後、
皆叙内位。大神引田朝臣、大神掃田朝臣、大神掃石朝
臣、大神真神田朝臣等、遠祖難向、派別各異、不見下
應叙内位之由。加之、神護五年(七二八)以降、有格
諸氏先叙外位、後預内叙。良臣、姓大神真神田朝臣
也。子首之後至于全雄、無下預五位者、今請叙内位
事乖格旨。勅毀良臣及故全雄外位告身、特賜内階。
(三代実録一仁和三年)

良臣の高祖父三輪君子首は壬申の乱(六七二)の時、天武
天皇に從つて伊勢・近江等で戦つた。君子首は天武天皇五
年八月寂没したが、朝廷は壬申の功によつて内小紫位(後
三位)を賜ひ、大三輪真上田迎臣の謚号を賜つた。
大三輪君子首の後は大神(大三輪)真神田朝臣と
稱した。大神姓の宗家(氏の長)は、君子首とともに天武
天皇にお仕えした大三輪高市麻呂で、彼は天武十三年
の賜姓のとき氏上(氏の長)になつた。高市麻呂には安
麻呂・狗麻呂の二弟があり、三兄弟の父は三輪兼利金と
いつた。大神朝臣家の氏上は高市麻呂から弟安麻呂(慶雲
四年(七二七))、その子忍人(靈龜元年(七五二))と継承されたが、
忍人の位階は從五位上がとまり、以後大神朝臣の家格は
五位より昇進しなかつた。(天平勝宝元年(七四九)十二
月、八幡大神社宣外從五位下大神朝臣杜女が從四位下を
授けられたが、これは別格である。)

三輪高宮系図では君子首の子が嶋足と云目、云目の子が
清磨、その子が吉成となつてゐるが、この四代は六國史
になく、信憑性を疑ふことができる。なお同系図
では吉成の子が全雄、良臣となつてゐる。
三月の記に「右京人左大史正六位上真神田朝臣全雄賜

姓大神朝臣、大三輪大田田根子命之後世」とあり、大神真神田朝臣日このとき初めて大神朝臣姓を賜わったが、宗家とちがって家格は外位を経なければならなかった。大神朝臣は天武賜姓のさいは大三輪朝臣と書いたが、大宝二年(七二二)から大神朝臣と書くようになった。

大神真神田朝臣の真神田(真上田)は、大和国十市郡、大神引田朝臣の引田(辟田・曳田)は、同国城上郡の地名である。一より一族の住んだ地名を稱したものである。

次に掃石朝臣は出雲国に住んだ大三輪氏族で、掃石は島根郡の地名、神護景雲二年(七六八)八月、同郡の人神人公人足等二十六人が大神掃石朝臣姓を賜ったもの。また大神掃石朝臣は、宝慶七年(七七六)豊前国京都郡の人掃石朝臣が、上洛して内舍人となり朝臣姓を賜ったものである。

宇佐大神氏の始祖といわれる大神比義は、三輪高堂系図によると、雄略朝の三輪若身の子で、特牛・比義・市須三兄弟の仲子となっているが、これは信じられない。大三輪神の祭祀部である大神部は、遠江・筑前・筑後・豊前(京都郡)・豊後(遠見郡大神庄)・播磨・摂津七か国にあったという。大神比義は豊後の大神部出身の巫瓊であつたのではないかと。それは比義が三輪若身・神公・神皇(神人などの姓をもたないからで、彼は姓のない氏人、大神部が部民であつたのだから。比義の子孫も杜女也田麻呂が、大神朝臣を賜わるまでは姓をもたなかった。

(おわり)

ハ、ペー下段終りよりつづき)

松武した。これら大友氏の家督たちは、夢多き謀略家達を粉砕して、大友氏に事なきを得たもので、かくてこそ大友氏の守護大名から、畿国大名への脱皮があつたと考

える。

この混乱する社会に、当時の武將達は、何を求めつづけたのであろうか。より強大な力の前に、世代の変化の前に、我らの悲劇の主人公佐伯惟治は、力尽きて日向三河内に落ちて行ったのであつた。

八月二十四日稿終り)

お願ひ申したいこと

「佐伯史談」の旧号について (編集者)

昭和三十三年三月発行の佐伯史談会は、来年三月で発足二十周年、機関誌「佐伯史談」も通算百三十五号、お数えようとしている。この「佐伯史談」には、その折々の会員の珠玉の研究や、真摯な実践が、実に詳細かつ正確に掲載されている。

ところが、旧号を欲しがる人が多い。事務局には僅かに三、四号のものが、アト数冊残っていて、新たに入会の方にはさしあげている有様である。

佐伯を主にした郷土資料はいろいろあるが、尤も「佐伯史談」が占めている比重は、今後ますます高く評価されるものと確信している。今後この道を歩む人たちのために、「佐伯史談」の散佚を防止して、資料として今やうちに集めておこうではないか。例えば故人伊賀重雄氏の分が、そっくり弥生町の教育委員会に寄贈されたように。そこで、不要になつた「佐伯史談」誌を貰うけ、お

るいは貰うけ)市町村の教育委員会か、学校の図書室に寄贈、あるいは本会に寄託するといったことにして、いかげつである。古い会員、物故会員のうちには、棚の一隅でほこりをかぶっているのではあるまいか。会員歴の長い方は、特にお考えおきを願いたい。